

事務連絡  
令和5年2月16日

公益社団法人 日本バス協会 御中

自動車局安全政策課

## 貸切バスの法令遵守及びコロナガイドラインの再周知のお願い

### 1. 貸切バス事業者の法令遵守等の徹底

今般、高速道路の制限速度を大幅に超過して走行する貸切バスが多数見られるとの指摘がありました。

多くの旅客の命を預かる旅客自動車運送事業において、運転者に道路運送法や道路交通法等の関係法令を遵守させ、輸送の安全を確保することは事業者の使命です。特に貸切バス事業については、新型コロナウイルス感染状況の改善や水際対策の緩和等により旅行需要が回復する中で、貸切バス事業者のみならず、国、バス業界及び旅行業界全体として、改めて安全・安心の確保に向けた意識の向上が必要です。

このため、「安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組について」(令和3年10月、令和4年11月再周知)について、改めて、貴会会員に対し再周知方お願いします。

### 2. 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の再周知

今般、旅行需要の回復に伴い旅行会社から貸切バスの手配が増えつつあるところ、依然として旅客のソーシャルディスタンス確保を考慮した台数の配車依頼があり、バスの台数が足りなくなることによりバス事業者が無理な運行を行い、ひいては安全運行にも支障が出るおそれがあるとの指摘がありました。

令和4年11月に改訂された「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会<sup>※</sup>策定)では、新型コロナウイルスの感染予防として、換気の励行、マスク着用等の呼びかけ及び消毒等を適切に行うことが定められていますが、利用者間の一定の距離を確保することは求められていないことから、改めて、本ガイドラインの内容を踏まえた感染対策及び配車依頼が行われ、貸切バスの安全運行が確保されるよう、貴会会員に対し再周知方お願いします。

※日本バス協会、日本旅行業協会及び全国旅行業協会で構成